

第 3 回 印西地区消防組合及び栄町消防広域化協議会会議録

期 日 平成 2 9 年 1 月 2 3 日 (月)

場 所 印西地区消防組合消防本部セミナー室

○会議次第

1. 開 会 (午前 9 時 3 0 分)
2. 議 事
 - (1) 経過報告について
 - (2) 消防広域化の方式について
 - (3) その他
3. その他
4. 閉 会 (午前 1 0 時 1 0 分)

【出席委員】 1 2 名

会 長	伊 澤	史 夫	(白井市長)
副会長	板 倉	正 直	(印西市長)
副会長	岡 田	正 市	(栄町長)
委 員	小 川	義 人	(印西市議会議長)
委 員	秋 本	享 志	(白井市議会議長)
委 員	大 野	博	(栄町議会議長)
委 員	川 上	賢 二	(印西市消防団長)
委 員	川 上	正 紀	(白井市消防団長)
委 員	大 野	徹 夫	(栄町消防団長)
委 員	須 藤	達 也	(印西地区消防組合消防本部消防長)
委 員	杉 田	昭 一	(栄町消防本部消防長)
委 員	生 稻	芳 博	(千葉県防災危機管理部消防課長)

【欠席委員】 なし

【説明員】

印西地区消防組合消防本部次長 浅 野 富 夫

印西地区消防組合及び栄町消防広域化協議会事務局

事務局長	樋 関	健 一
主 査	伊 藤	正 和
主 査 補	徳 島	宏 樹

◎開 会

○事務局長（樋関） おはようございます。

本日は大変お忙しいなかお集まりをいただきまして、ありがとうございます。

只今から、第3回印西地区消防組合及び栄町消防広域化協議会を開会いたします。

本日進行を務めさせていただきます、広域化協議会事務局の樋関でございます。よろしく願いいたします。

開催に先立ちまして、伊澤会長よりご挨拶をお願いいたします。

○伊澤会長（白井市長） 皆様、あけましておめでとうございます。

新年早々、第3回印西地区消防組合及び栄町消防広域化協議会を開催させていただきましたところ、お忙しいなかご出席いただきましてありがとうございます。

昨年8月23日の第1回協議会以後、栄町消防との広域化について幹事会・専門部会を編成し、担当部門ごとに地域住民の安心安全の向上が図れるかどうか、一つひとつ検討がされているところでございます。

また、昨年11月1日に第2回協議会が開催され、それまで行ってきた説明等があり協議の結果、承認をいただいたところでございます。

後で担当から説明がありますが、本日は議事として3項目について協議をお願いすることとなっております。

何卒スムーズな協議運営となりますようご協力をお願い申し上げ、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○事務局長（樋関） ありがとうございます。

それでは、協議会規約第9条第2項の規定により会議の進行につきましては、伊澤会長をお願いいたします。

伊澤会長、議長席へお願いします。

○伊澤会長（白井市長） これから本日の会議を開きます。

まず、会議録署名人の指名を行います。

会議録署名人は白井市消防団長川上委員、栄町消防団長大野委員を指名いたします。

よろしく願いいたします。

それでは、議題（1）経過報告についてを議題とします。

担当より説明をお願いします。

浅野次長。

○印西地区消防組合消防本部次長（浅野富夫） 経過報告についてご説明いたします。

昨年12月19日、第3回幹事会を開催いたしました。

議題は消防広域化の方式についてです。

これまでも広域化の方式については、第1回協議会での質疑に対して今後、検証を進めていくなかでの検討課題とすることを説明させていただきました。

また、第2回協議会経過報告では、方式についての根拠法令・設置手続き・方式概要・経費負担・メリット及びデメリット・先進事例・市町別の効果など比較資料を基に委員の皆様にも説明させていただいたところです。

第3回幹事会では前回の協議会で説明いたしました資料に分担金の推移を追加し、検証した結果、幹事会における結論は事務委託を選択し協議会に諮ることといたしました。

この後配布いたしました、消防広域化の方式についての資料に基づき議事(2)で説明をさせていただきます。

続いて消防組合議会への報告です。

昨年12月22日、消防組合議会全員協議会を開催し11月1日に第2回協議会を開催したこと、広域化を進めていくか否かの態度決定までの期間延長に伴うスケジュールの変更についてを第2回幹事会で決定し協議会へ報告・承認されたこと、また幹事会・専門部会会議の公開について、原則公開としていたものを協議会に諮る前の調整会議であることから慎重な扱いを踏まえ、非公開とすることを幹事会で決定し協議会へ報告した旨組合議員へ説明させていただきました。

この報告のなかで消防組合議員からの質疑はございませんでした。

以上で経過報告を終わります。よろしくお祈いします。

○議長(伊澤史夫) 説明が終わりました。

意見・質問はございますでしょうか。

<「ありません。」という声あり。>

○議長(伊澤史夫) 続いて、議題(2)消防広域化の方式についてを議題とします。

担当より説明をお願いします。

浅野次長。

○印西地区消防組合消防本部次長(浅野富夫) それでは、消防広域化の方式についてご説明いたします。

配布資料1ページをご覧ください。

この資料作成の目的ですが広域化協議をするうえで最も基本的な事項であり、協議の土台をなすものであるため、広域化を進めていくか否か判断するための資料作りにあたり、まず広域化の方式を決めておく必要があることから作成したものです。

広域化の方式については3つの方式がありますが、広域連合については記載のとおり、消防事務のほか複数の事務を広域的に処理するために設置している例がほとんどであり、今回の協議には馴染まないことから一部事務組合か事務委託のいずれかに絞りました。

1 一部事務組合及び事務委託の制度概要については、第2回協議会時に示した内容

と同様です。

両者を比較するなかでの大きな違いは、メリット及びデメリットに記載のとおり組織運営について、各市町が同じ立場で参画できるかできないかというところです。

2 ページ・3 ページは消防広域化をした先進事例から一部事務組合若しくは事務委託を採用した団体例ですが、3 ページ横須賀市消防局・三浦市消防本部については平成29年4月に広域化する予定となっております。

この先進事例のなかで草加八潮消防局については、広域化事務局が出向き担当者と情報交換をいたしました。この際、基本的事項のなかで広域化の方式を決めておくことが必要との意見をいただきました。

広域化の方式の比較につきましては、一部事務組合の場合構成団体が同じ立場で運営に参画でき、事務委託の場合は権限が失われ議会・市民の意思を反映させる法的手段が失われるとの説明を受けました。

また、広域化の効果についてですが、1 点目は現場到着時間の短縮・待機部隊の確保です。市境の解消に伴う管轄区域の適正化により、災害地点に最も近い署所から出動することで現場到着時間の短縮と待機部隊の確保が可能となった。

2 点目は、指揮系統の統一です。保有部隊数が増強され統一した部隊運用が可能となった。

3 点目は、管理部門統合による現場活動人員の増強です。専任救急隊の増隊により救急隊1 隊あたりの管轄人口が減少し、安定した出動体制を構築することが可能となったなど広域化の効果として説明を受けました。

続いて4 ページ・5 ページは分担金の推移です。まず、4 ページ前提条件における共通事項ですが、印西地区消防組合と栄町消防の経常的な歳入・歳出を平成27年度決算額より算出し、歳入合計より特定財源を差し引き残りを分担金としました。

また幹事会では、17年間分の推計値の作成を専門部会に指示し作成したところです。

これは消防組合で策定している、庁舎改修に基づく施設等総合管理計画や消防車両等整備計画の計画年度を平成45年度までとしていることから、整合性を図ることとしたものです。しかし、推計値に対し大きな変化が見られないことから、見やすさを考慮して5年で示させていただきました。

これが5 ページの各表となります。

4 ページの共通事項に戻ります。

更に現在までの協議結果を推計に反映させているため、広域化に伴う臨時的経費は、不確定要素があることからも見込んでおりません。これは国・県からの広域化に係る財政支援です。

車両更新整備や庁舎改修につきましては4 ページ下段の別表のとおりですが、印西地区消防組合施設等総合管理計画と消防車両等整備計画に基づき計画が予定されている

ものを計上いたしました。この表中、栄町消防につきましては、広域化した場合と広域化しない場合に分けてあります。これは広域化した場合は、印西地区消防組合の計画に合わせたものとなります。広域化しない場合は、栄町消防が平準化を求めたもので印西地区消防組合の計画に合わせたものではありません。

(1) 広域化しない分担金の推移Aをご覧ください。栄町消防の職員数は45人です。平成27年度決算額から人件費の増加を加味し、印西地区消防組合で推計したものです。

(2) 一部事務組合方式で広域化した場合の分担金の推移Bですが、消防費全体を基準財政需要額割を用いて2市1町で按分しました。

広域化後の平成30年度以降に発行する地方債の償還も2市1町で按分しています。平成30年度以降の栄町消防の職員数は40人とし、内訳は消防署35人・消防本部5人としています。これには平成29年度印西地区消防組合職員数の約18%が本部職員となることから、それに近い数字を算出いたしました。これも印西地区消防組合において推計したものです。

(3) 事務委託方式で広域化した場合の分担金の推移Cは、栄町消防で推計したものです。栄町消防の職員数は(2)と同様40人としています。

以上が前提条件の内容です。

5ページをご覧ください。(1) 広域化しない場合の分担金の推移A、(2) 一部事務組合方式で広域化した場合の分担金の推移B、(3) 事務委託方式で広域化した場合の分担金の推移Cと前提条件を基に推計した表が列挙してあります。

(4) では一部事務組合方式で広域化した場合の分担金比較(B-A)と影響額を示しました。

(5) では事務委託方式で広域化した場合の分担金比較(C-A)についての影響額を示しました。

(1) 表と(2) 表で合計値について違いがあります。これは4ページ下段の別表でご説明しました、栄町消防については一部事務組合で広域化した場合は、印西地区消防組合の車両整備計画を準用すると栄町消防の現有車両については、計画年数を超える車両があることから広域化と同時に車両を更新整備する必要があります。

広域化しない場合の車両整備も表に記載のとおりですが、印西地区消防組合の車両整備計画を準用する必要がないことから、更新年度の違いにより金額に違いがあります。

続いて6ページをご覧ください。4分担金推移の検証です。客観的事実を示させていただきました。

一部事務組合方式では、印西市については5年間で703万8,000円の財政負担が軽減されます。

消防費を2市1町で基準財政需要額割に基づき按分することから、負担割合が変更されることにより公債費の償還金が軽減されることとなります。

人口の変動が基準財政需要額に影響することから、人口増加が財政負担の増加につながる事となります。

検討課題として広域化に伴う臨時的経費は計上していません。これは議会関係経費や共同指令センター関係経費など未計上のため、今後の協議次第では更に費用負担が生じる可能性があります。

続いて白井市です。5年間で557万2,000円の財政負担が軽減されます。他の内容については印西市と同様です。

栄町は、単独と比較して5年間で947万5,000円の増額になります。

広域化した場合、消防費を2市1町で基準財政需要額割に基づき按分するため、消防費全体の約13%の財政負担をすることとなります。

この数値は、平成30年度から平成45年度までの平均値です。人口の減少が財政負担の軽減につながります。

検討課題は、印西市・白井市と同様です。

次に、事務委託方式では、印西市については自賄方式を基本としているため広域化による費用負担は生じない事となります。

栄町の状況に応じての契約になることから、人口の変動が財政負担に影響を与えない事となります。

検討課題については、印西地区消防組合と栄町消防で相互に出動するため、共同で使用する物品等に係る費用負担について協議が必要となります。

続いて白井市については、印西市と同様でございます。

栄町は、単独と比較して5年間で12万6,000円の増額財政負担に加えて、5ページ(5)欄外に記載のとおり事前準備経費や共同指令センター関係経費等の負担が生じる見込みがあります。検討課題は、印西市・白井市と同様です。

7ページをご覧ください。5消防広域化の方式別比較・検証です。

まず、一部事務組合方式です。一般的に消防力の水準を概ね均一にできるが、現状の栄町の消防力を保つことが難しくなる可能性があります。

具体的には栄町消防署の車両配置は、管内情勢から印西地区における同程度の規模の署所に置き換えると消防ポンプ車1台及び救急車1台となることが予見され、栄町の消防サービスの低下が懸念されます。

事務委託方式について栄町は現状の消防力を落とすことなく、町の実情に応じた消防サービスの提供が可能となります。

基本的に委託契約が主となるので、財政状況等の変化に柔軟に対応できます。

一部事務組合に戻ります。人口の増加が基準財政需要額に影響するため、人口の増加が見込まれている印西市の負担割合が平成30年度51%から平成45年度53%へと増加傾向にあり、人口の減少が見込まれる栄町の負担割合が平成30年度14%から

平成45年度12%へと減少傾向にあります。

基準財政需要額は国勢調査人口を使用しておりますが、将来推計については、まち・ひと・しごと創生総合戦略の上位推計値を使用いたしました。

白井市は35%と変化なしの推計結果となっております。

事務委託の場合、印西市の財政負担は栄町の人口減少による影響を受けないことになります。

一部事務組合に戻ります。栄町も基本的に同等の立場で組合運営に参画できます。ただし、組合議会の再構築が必要となります。

また組合の構成市町が増えることから、意思決定の迅速性に欠ける恐れがあります。

事務委託については、委託した事務の執行管理する権限を失います。しかし先進事例など規約中に連絡会を設けるなど規定することで、相互の意思疎通は可能であるとしております。なお組合議会の再構築が必要ではありません。

続いて6幹事会としての結論についてです。冒頭、経過報告のなかでもご説明いたしました。第3回幹事会で検証した結果幹事会における結論につきましては事務委託を選択いたしました。

選択した理由ですが記載のとおり、まず一部事務組合方式を選択した場合ですが5ページ(4)表中です。平成32年度の栄町消防庁舎修繕計画により印西市・白井市の財政負担が見込まれることや、広域化に伴う経費のなかで見えていない部分があることなど将来の財政負担が不透明なことです。

一方、事務委託方式を選択した場合ですが、印西市・白井市の財政負担が生じないことから財政負担のリスクがないことです。

このことから、幹事会では、事務委託を選択して広域化の態度決定に用いる資料の作成を準備し本協議会に諮ることとしました。

続いて8ページをご覧ください。広域化までのスケジュールについてご説明します。

一部事務組合については従来からのスケジュールで進んでいきます。

事務委託になりますと3月の態度決定後が変わってきます。

広域化に向けた協議を進めていくこととなった場合、一部事務組合・事務委託いずれも広域消防運営計画の策定に着手いたしますが、事務委託規約を早々に作成します。

7月には広域消防運営計画を千葉県に報告します。一部事務組合の場合、提出と記載しておりますが特に差異はありません。

本年9月中を目途に、2市1町の議会で事務委託規約の議決をいただければ、速やかに事務委託規約の締結となります。

並行して広域化運用までに各協議事項・実務上の細部調整の実施については、一部組合方式と同様となります。

以上で消防広域化の方式についての説明を終わります。

ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長（伊澤史夫） 説明が終わりました。

意見・質問はございますでしょうか。

生稲委員。

○委員（生稲芳博） 今、事務局から一部事務組合か事務委託か検討した結果、今後の財政負担を考えた場合は不透明な部分が少ないと。資料を拝見すると印西地区消防組合さんにとって見るとあまり影響を受けることがなく、栄町消防さんと一緒にやることができるといことで、リスクをあまり考えずに進められる方式なのかなと思いました。

また国の財政支援で、今一番有利な緊急防災減災事業債が平成28年度まででしたが、国も広域化はまだ進めるといことで、平成32年度まで延ばすといことは表にもでております。そういった面も含めて、財政シミュレーションをすともう少し費用がかからないといか、場合によっては本来更新のようなものも、広域化に必要なものといことで単独ではできなかつたものが、財政支援を受けて安く整備できるのかなといものもありますので、私としてはこの事務委託方式で進めながら、併せて財政負担のことについても国の支援は起債・補助金。またこの後広域化の計画を作つて進めていただければ、県としても広域化を進めていただきたいので、それに対応できるような補助金がどうい形でできるか検討していきたいと思つておりますので、そのような形で進んでいくのがいいのかなと思つます。

それから昨年の糸魚川の火災を始め、大きな災害は初期の対応が非常に大切になってくると思つます。そういった面からも栄町さんだけではなく印西市さん・白井市さんのほうにも、今は2つに分かれていますところが一気に消防力を使えるといような、現場としてのメリットも非常に大きなものがあると思つます。その辺はお金では換算できない問題ではありますが非常に効果があると思つます。その辺は現場をご存じの消防長さん方のご意見を頂戴できればと思つます。

○議長（伊澤史夫） 千葉県の生稲委員からの意見で、広域化によるメリットとして国の助成制度。また県の広域化に対する支援。更に大災害時の初期体制についてもメリットがあるので県としては広域化が望ましいと。その方式としては、現在の印西地区消防組合に影響の出ない事務委託方式が望ましいだろうとい意見が述べられました。

更に意見・質問はございますでしょうか。

杉田委員。

○委員（杉田昭一） 先程事務局から財政推計のご説明があつたわけですが、特に車両整備などにつきましては、広域化した場合は組合の整備年度と合せて整備させていただきたいと思つております。そのなかで広域化にあつての財政負担が見えない部分も多々あろうかと思つます。しかしながら広域化により平成30年度以降車両整備については、先程生稲課長からもお話があつたとおり、緊急防災減災事業債の対象となるものも

あると思われます。この対象になれば構成市の交付税が増加しメリットが生じることとなりますので、その辺も幹事会で検討していただければと思っております。

また今回のお手元の資料のなかには、交付税の増加は考慮されず算定されている状況です。

○議長（伊澤史夫） この財政推計のなかには、交付税の需要額に算定される額が入っていますか。

浅野次長。

○印西地区消防組合消防本部次長（浅野富夫） 入っておりません。

○議長（伊澤史夫） ということは、更にメリットがプラスされる可能性があるということでしょうか。

浅野次長。

○印西地区消防組合消防本部次長（浅野富夫） 可能性はございます。

○議長（伊澤史夫） 生稲委員。

○委員（生稲芳博） 費用を払っても、緊急防災減災対策事業債ですと7割が交付税措置されることとなります。実質3割が持ち出しで済むのでは。

○議長（伊澤史夫） 7割のメリットがあるということですね。

生稲委員。

○委員（生稲芳博） はい。

○議長（伊澤史夫） 資料5ページの財政推計のなかから、新たに整備される消防資機材等の起債措置について、7割の交付税措置が受けられる可能性が大であるということでございます。

須藤委員。

○議長（須藤達也） やはり消防組織というのは組織が大きいほうが対応力が高いのは事実でございます。

昨年12月の糸魚川の火災ですが、糸魚川市の人口は4万4,000人程度で消防車両の保有台数は消防ポンプ車6台・化学車1台。

当時の初期の対応は6台で対応したということですから、それに指揮隊か救急車が加わっていたのかなというところです。最終的に県内の応援を含めて、31隊の消防車と消防団50隊が活動し鎮火したというような事実もあります。やはり初期の段階でどれくらいの消防力を投入できるかが、被害を最小限に食い止める体制を整えるという考え方からすると、現在印西地区消防組合では最大で消火隊9隊・救助隊1隊・救急隊7隊・指揮隊1隊が同時に活動できる体制がとられております。建物火災の第1出動では消火隊5隊・救助隊1隊・救急隊1隊・指揮隊1隊の8隊の活動ですが、そこに更に栄町の消火隊・救急隊が加わると、常時対応できる体制が更に整っていくというところからすると非常にメリットは大きいのかなと考えます。

また、印西地区消防組合では庁舎の整備がかなり進んでおります。昨年10月には印西消防署の整備が終了し、旧庁舎から移転をしております。現在も白井消防署・印西消防署の増改築工事に着手しております。庁舎に関する負担は、かなりのものを負担していただいております。それを基準財政需要額で按分するというのは疑問が残りますので、栄町消防庁舎も含め今後の問題もありますから、どちらかというとな事務委託方式のほうがいいのかと考えます。

両消防本部で庁舎整備の考え方・車両の配備状況・整備の考え方で違いがあります。ここ1・2年では、統一した整備状況を整えるのはなかなか難しいものがありますので、当初は庁舎・車両を自賄で行い、防災・消防団・水利・水防を除いた常備消防部分を委託方式とするのが良いのではないかと考えます。

また茨城県で既に広域化を実施している消防本部に確認したところ、緊急防災減災事業債をかなり活用できたというようなことも伺っております。

今後予定されている事業に対して緊急防災減災事業債の活用。それから印西地区消防組合のことになりますが、平成30年度に予定している化学車の増強について緊急消防援助隊の補助が使えるようであれば、かなりの財政的メリットがあると考えます。

○議長（伊澤史夫） 岡田委員。

○委員（岡田正市） 広域化ということで栄町から申し入れまして、非常に職員の皆様方また首長さん方には大変ご迷惑をおかけしているところでございます。

私共としましては、大災害に備えての広域化というものを望んで申し込みをした訳でございますので、方式につきましては皆様方のご意見に従ってですね。

私共お願いしている立場でございますので、一部事務組合或いは事務委託方式に私は拘っておりませんので、どうか皆様方の忌憚のないご意見を伺ってですね。決定をさせていただければというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（伊澤史夫） 事務局に確認します。

資料8 ページ広域化までのスケジュールで、態度決定は3月と説明がありました。

これでいくと3月に決定するということですが、今日の会議は内定をするのか広域化について検討をして3月に協議会で決定するのか、今日から3月までの間の考え方について説明をお願いします

浅野次長。

○印西地区消防組合消防本部次長（浅野富夫） スケジュールについて再度ご説明させていただきます。

本日この協議会で方式についてご承認がいただければ、現在スケジュールもかなりタイトになっておりますので、併せまして広域化の検討についての資料を各専門部会で取りまとめたものを、明後日に第4回幹事会を開催します。そこでもう一度、3月の態度決定する前段の総体的な資料ということで準備させていただきます。これを2月3日の

第4回協議会に提出させていただきます。

第5回協議会が3月13日となっております。概ねひと月強の期間がございますので、2月3日の協議会で事務局からこの資料の説明をさせていただきます。その資料を委員の皆様を持ち帰っていただいて、3月13日第5回協議会で最終的な広域化を進めていくか否かの判断をしていただく予定で現在考えてございます。

以上でスケジュールの説明を終わります。

○議長（伊澤史夫） 確認ですが、3月13日第5回協議会が広域化の最終決定。

ここには広域化するということと、広域化の方式が決定されるということでもいいでしょうか

浅野次長。

○印西地区消防組合消防本部次長（浅野富夫） できましたら広域化の方式につきましては、本日お願いしたいところでございます。それを受けましてこの後の資料がございしますので、協議会でご承認をいただいたということで、次のステップに入っていけるのかということで考えてございます。

○議長（伊澤史夫） 分かりました。

只今スケジュールの説明が事務局からありました。これからの幹事会開催にあたって検討方法を絞って検討するという前提を考えると、本日この協議会で方式の決定をいただければその方式で幹事会で絞った検討がなされ、2月3日の協議会また3月13日第5回協議会で最終的な広域化を進めていくか否かの判断をする。このようなスケジュールでございますが、皆さんいかがでしょうか。

<「はい。」という声多数あり。>

○議長（伊澤史夫） それではご承認を得ましたので、事務局提案のとおり事務委託方式で検討を進めていただき、2月3日また3月13日の協議会のスケジュール管理をしっかりやっていただいて、3月13日には最終的な結論ができるように幹事会で検討をお願いしたいと思います。

<「ありがとうございます。」という声あり>

○議長（伊澤史夫） 続いて議題（3）その他ですが、何かありましたらお願いいたします。

<「ありません。」という声あり>

○議長（伊澤史夫） 特にないようでありましたら、この件については終了いたします。

本日の議題は全て終了いたしました。

議事進行に対しまして、皆様のご協力をいただきましたことに御礼を申し上げます。

それでは事務局に戻します。

○事務局長（樋関健一） 次第3その他ですが、何かありましたらお願いいたします。

特にないようですので、以上をもちまして第3回印西地区消防組合及び栄町消防広域

化協議会を終了いたします。

本日は、大変ありがとうございました。

上記会議録を証するためここに署名する。

議 長 伊 澤 史 夫

署名委員 川 上 正 紀

署名委員 大 野 徹 夫